

舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

第7次舞鶴市総合計画において、京都舞鶴港におけるエネルギー基地の形成として、天然の良港、関西経済圏の玄関口、既存発電施設の集積といった地理的要件や、太平洋側のリダンダンシー機能としての役割を活かし、環境負担の少ない再生可能エネルギー施設・設備の導入やLNG備蓄基地等、日本海側のエネルギー拠点の形成を目指している。

また、内閣府からSDGs未来都市に選定された中、令和元年8月に策定した「舞鶴市SDGs未来都市計画」においては、「舞鶴版 Society5.0 for SDGs」の推進を軸とし、再生可能エネルギー等の集積地やエネルギーの地産地消を行う港として、国内外に発信し、京都舞鶴港や周辺地域のみならず、京都府北部地域の活性化につなげることを目標としている。

さらに、令和3年6月に策定した「舞鶴市地域エネルギービジョン」においては、アクションプランとして水素エネルギー普及に向けた産業の構築を位置付けており、舞鶴港を中心とした市内での水素サプライチェーンの構築に向けた調査・研究を進めながら、事業化の可能性のある手法や事業スキーム、事業性等について調査・検討することとしている。

上記の方針を踏まえ、今後、舞鶴市内における水素サプライチェーンの構築を図るため、舞鶴市及び周辺地域における、2030年、2050年の水素エネルギー等の需要を予測し、需要に応じたサプライチェーンの想定や課題整理等を実施するもの。

当該業務については、本実施要領に基づき、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うこととする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務

(2) 業務仕様書

別紙「舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

(4) 委託契約額の上限（消費税及び地方消費税の額を含む）

19,000,000円

(5) その他

本実施要領に基づき決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、

合意に至った後、契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ① 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ② 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。(別添業務仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。)
- ③ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- ④ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規程を適用する。

3. 参加資格

この公募型プロポーザルへの参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 過去5年間に於いて、当該業務に類似する契約履行実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成30年告示第34号)に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (4) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 市町村税を滞納している者でないこと。

4. 企画提案

企画書は別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、概ね次の項目順により記載すること。

- (1) 実施方針
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務行程(スケジュール)
- (4) 主要検討事項
 - ① 資料収集整理
 - ② 現在のエネルギー需要の整理
 - ③ 将来のエネルギー需要の予測
 - ④ 将来のエネルギー需要の予測に応じたサプライチェーンの検討
- (5) その他特に提案すべき事項

5. 一般事項

(1) プロポーザルの日程

公 告	令和5年5月22日(月)	舞鶴市ホームページ、舞鶴市掲示板
質 問 書 の 提 出 期 限	令和5年5月29日(月)	午後5時必着
質 問 に 対 す る 回 答	令和5年5月31日(水)	舞鶴市ホームページに掲載する。
参加申込書類の提出期限	令和5年6月2日(金)	午後5時必着
参加資格確認の通知	参加申込書受領日から3営業日以内にメールで通知する。	
企画提案書類の提出期限	令和5年6月21日(水)	午後5時必着
審査の実施日	令和5年6月 下旬予定	
審査結果の通知日	令和5年7月 上旬予定	

※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

(2) 選定方法等

舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という）において次項「(3)」の応募書類とともに、以下の審査基準により審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下「特定者」という。）を特定する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

審査項目	配点	審査の観点	
全体評価	10	業務への理解・知識	第7次舞鶴市総合計画、舞鶴市地域エネルギービジョンなど、これまでの経過等を踏まえ、事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。
	10	提案内容間の整合性	相互に関連する複数の提案内容間に矛盾なく整合性が十分にあるか。
提案内容① 資料収集整理	10	的確性	現在のエネルギー需要の整理及び将来のエネルギー予測に繋がる最新の動向に関する的確に資料収集できる内容になっているか。
提案内容② 将来のエネルギー需要の予測	10	的確性	舞鶴市及び周辺地域の現状等を踏まえ、将来エネルギー需要の的確な予測が得られる内容になっているか。
提案内容③ 将来のエネルギー需要の予測に応じたサプライチェーンの検討	10	実現性	将来のエネルギー需要を踏まえ、実現可能で具体的なサプライチェーンの構築が見込める内容になっているか。
	10	的確性	サプライチェーン構築にあたっての課題・対応策が的確に分析される内容になっているか。
	10	独創性	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がみられ、幅広い提案内容になっているか。
業務実施面	10	業務行程 (スケジュール)	水素エネルギー等普及調査研究に係る検討項目や実施手順は具体的かつ効果的で、業務を円滑に実施できる内容か。

	10	業務実施体制	業務遂行上、必要な知識と実績を有する職員、技術者が配置されており、業務の遂行に必要な実施体制が整っているか。
	10	業務実績	過去5年間において、類似業務の受託実績があり、その事業は成果が示され、本市においても期待できるものであるか。
合計	100		

①審査（ヒアリング）

- ア 企画提案者に対し、必要に応じてヒアリングを実施する。
- イ 出席者は、総括責任者を含む最大3人までとする。
- ウ ヒアリングは、1社25分（提案説明約15分、質疑10分）とし、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの実施内容については、別途文書で通知する。
なお、応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定する。
- オ 応募が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと、書類選考を実施し、書類選考通過者に対して必要に応じて、ヒアリング審査（6月下旬実施予定）を行うものとする。書類選考の評価基準は上記のとおりとする。
- カ 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

②候補者の選定

- ア 失格者を除いたもののうち、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を契約の相手方候補者として選定する。
- ウ 以上に関わらず、総合点が50点未満の場合は、候補者として選定しない。

③失格要件

- 以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格とする。
- ア 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
 - イ 企画提案書類に記載された配置予定職員・技術者が、担当できないことが明らかになった場合
 - ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - エ その他、評価委員会において不相当と認められた場合

(3) 応募書類

<参加申込書類>

①参加申込書（様式1）

②事業者概要書（様式2）

事業者の概要の添付書類

- ア 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）（写し可）
- イ 申請者が公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

(写し可)

ウ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し(写し可)

※上記書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

エ 市町村税の滞納のない旨の証明書(未納の税額がないことの証明書)(写し可)

※提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)(写し可)

※提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの(書式その3、その3の2、その3の3いずれも可)

③業務実績書(様式3)

④応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書(様式4)

⑤事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

<企画提案書類>

企画提案書の審査は匿名で行うため、正本以外のものについては、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

① 企画提案書(様式5に企画提案書(任意様式)を付し提出すること)

※企画提案書は、表紙・目次を除き20ページ以内とする。

※A3サイズ等の使用も認めますが、A4サイズを1ページとしてカウントします。

A3サイズ等を使用する場合はA4サイズに折りたたんで提出してください。

② 配置予定職員・技術者経歴等(様式6)

③ 業務実施体制表(様式7)

④ 見積内訳書(様式8)

[提出にかかる留意事項]

- ・ 応募1事業者につき申請は1件とする。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とする。
- ・ 提出された書類の内容変更はできない。
- ・ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

[企画提案書の取扱い]

- ・ 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・ 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

(4) 提出部数

<参加申込書類>

2部(正本1部、副本1部)

<企画提案書類>

9部(正本1部、副本8部)

(5) 提出様式

様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

※舞鶴市ホームページ

「しごと・産業」－「入札・契約・工事施工」－「公告（プロポーザル・簡易公募等）」に掲載。

(6) 応募に関する質問

企画提案書に関する質疑については、以下の手順により受け付ける。

- ・ 受付期限：令和5年5月29日（月）午後5時
- ・ 質問は所定の質問書（様式9）によりファクシミリ、メールにて受け付けるものとする。
- ・ 質問に対する回答は、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

※質問書の提出でメールを利用する場合は「舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。

(7) 参考資料

- ① 「第7次舞鶴市総合計画」
- ② 「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
- ③ 「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン」
- ④ 「舞鶴市SDGs未来都市計画」
- ⑤ 「舞鶴市地域エネルギービジョン」
- ⑥ 「2050年カーボンニュートラルのシナリオ分析（中間報告）【総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 資料】」

※各資料については、国、京都府及び舞鶴市のホームページで参照すること。

(8) 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時）または郵送（書留郵便に限る）

- ①提出期限：令和5年6月21日（水）午後5時必着

※提出期間外に到着した応募書類は無効とする。

- ②提出場所：〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市産業振興部みなと振興・国際交流課

6. その他

- (1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (4) 審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合がある。

【問い合わせ先】

舞鶴市産業振興部みなと振興・国際交流課

担当：中山、足立

電話：0773-66-1037 F A X：0773-62-9891

メール：minato@city.maizuru.lg.jp